

送り出し機関名称（PT. OS Selnajaya Indonesia）

回答期日（5/15）

回答担当者名（中野）

項目	回答欄
1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること	
□〔 送出国が MOC （二国間取決め）作成国の場合 〕 機構HP で公表されている 認定送出機関 ですか？	はい
□〔 送出国が MOC 未作成国の場合 〕 所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？	はい
2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること	
□受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？	自社運営・提携先の学校にて、弊社スタッフが求人票の説明・募集を行っております。
□送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？	リクルートの担当者より、技能実習という制度の趣旨をしっかりと説明しております。 技能実習生の母国で説明会を開催し、制度の目的や意義を直接もしくはオンラインにて説明します。
□送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？	約150の提携先学校などから、外部機関を通さずに就業意欲の高い学生を弊社の職員が自ら直接リクルートしております。
□送出機関は、求人条件（就業場所、就業時間、賃金（税金・社会保険料による控除を含む）、業務内容、日本での生活等）や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？	求人条件については、就業条件・宗教の部分も含めて面接前に何度も説明・すり合わせを行っております。 日本での生活・失踪の危険性については、日本人が10ページ以上の教科書をそれぞれ作成し、授業内で説明・理解講習をしております。
□技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？	理解している方のみ面接に参加していただいております。
□送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？	まず、技能実習制度の説明、募集要項の説明を行う。※基本給、配属場所など その後、応募者に対してまず一次選考を行い、合格したものは会社の面接を参加させています。
□悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？	行っておりません。メインのリクルートソースは自社単独の採用活動になります。 外部機関の使用につきましては募集期間が極端に短い場合など一部に委託を行うことがございますが、取引を行う外部機関は弊社が提示している厳しい条件をクリアした機関のみになります。
3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること	
□費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？	はい。実習生と保護者に請求金額の内訳を必ず説明します。
□送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？	費用の内訳や算出基準を記載した書類を技能実習生と保護者に説明し、質疑応答の場を設けて、理解したうえで実習生と保護者がその資料にサインしていただいております。
□〔 送出機関及び監理団体に変更がない場合 〕 「技能実習 3 号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？	インドネシア国内の書類手続きが発生しない限り手数料を徴収しません。

4. 技能実習生が帰国後、習得した技能等を適切に活用できるよう就職先のあっせんなどの支援を行うこと	
☐ 技能実習生に対して、帰国前にキャリア相談を実施していますか？	はい。
☐ 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？	再就職支援会などの定期的を開催しております。 再就職支援会では希望の日系企業を参加費、紹介料完全無料で紹介しています。
5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること	弊社で対応可能な範囲でご協力可能になります。
6. 送出国又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと	はい。問題ございません。
7. 送出国の法令に従って事業を行うこと	はい。問題ございません。
8. 送出国又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと	はい。問題ございません。
・保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者の金銭その他の財産を管理する行為 ・技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為 ・技能実習生等の人権を侵害する行為 ・技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為	
☐ （技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？	含まれておりません。
☐ 技能実習生の職務履歴書等、送出国が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？	理解の上で署名いただいております。
9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないこと（について、技能実習生から確認すること）	はい。問題ございません。
10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること	
☐ 送出国が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？	はい。
☐ 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？	はい。

あさひねっと協同組合による評価
適合